

22経第1726号

平成23年2月2日

水産庁長官 殿

大臣官房経理課長

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

なお、貴管下の関係機関の長には、貴職から通知願いたい。

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準  
について

平成20年5月23日20経第385号  
農林水産省大臣官房経理課長から  
大臣官房総務課長、大臣官房企画  
評価課長、大臣官房環境バイオマ  
ス政策課長、大臣官房国際部長、  
大臣官房統計部長、各局（庁）長、  
各地方農政局長、北海道農政事務  
所長、内閣府沖縄総合事務局長、  
北海道知事あて

最終改正 平成23年2月2日 22経第1726号

「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日  
付け20経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の  
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承  
認に関し、手続等により一層の弾力化及び明確化を図るため、別紙のとおり承認基  
準を定めたので通知する。

なお、下記の通知は、廃止する。

おって、貴管下関係機関、関係団体及び管内都府県に対しては、貴職からこの旨  
通知願いたい。

また、市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」  
（平成元年3月31日付け元経第594号大臣官房経理課長通知）
- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例に  
ついて」（平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知）
- 「天災等による補助施設の取扱いについて」（平成18年5月29日付け18経第332  
号大臣官房経理課長通知）

## 別紙

### 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準

#### (趣旨)

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第22条に基づく農林水産大臣の承認の基準については、この通知に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

#### (財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、農林水産大臣(法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2. 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

#### (地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第2号)を農林水

産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。

2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続きによることができるものとする。

（地方公共団体以外の者が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第5条 補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、次の各号によることができる（別表3参照）。

一 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合

補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第4号）を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。

（ア）自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

（イ）本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

（ウ）農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合

（エ）国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

二 一以外の場合にあつては、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第5号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

2 農林水産大臣は、前項第2号の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表3の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

3 補助対象財産の所有者が、第1項各号による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付さ

れた条件を満たすことができなくなった場合には、補助事業者等は、新たな承認を得なければならない。

(利用困難財産に係る承認申請等)

第6条 補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる利用困難財産について財産処分（別表4に掲げる財産処分に限る。）しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書（別紙様式第6号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を求めることができる。ただし、当該財産処分があわせて第4条又は第5条の要件に該当する場合には、第4条又は第5条の手続きによるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の補助目的に従った利用が困難となっている建物等（建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地を含む。以下同じ。）であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間（当該5分の1に相当する期間に、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、5年に満たない場合は5年とする。）を経過しているものをいう。

ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 農林水産大臣は、第1項の承認をするときは、当初の補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書の記載内容により確認し、別表4の処分区分の欄に掲げる内容に依拠して、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第7条 補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第7号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合

には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第3条から第6条までのいずれかに従った手続きを指示することができる。

(その他)

第8条 農林水産大臣は、第3条から第7条までの規定により補助事業者等から受けた申請又は報告について、承認に必要な記載内容の確認が困難な場合は、追加資料の提出を求めることができる。

2 農林水産大臣は、補助対象財産の譲渡相手方が、農林水産省の補助事業等により同種の補助事業等を申請している場合には、補助事業等の採択について適切に対応しなければならない。

3 補助対象財産の所有者が、第4条から第6条までの規定に基づき承認を受けた財産処分と同種の財産の取得を農林水産省の補助事業等により計画した場合にあつては、農林水産大臣は、同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。

4 第4条第1項及び第5条第1項第1号の規定により報告書の受理をもって農林水産大臣の承認とみなすことができる財産処分の範囲については、それぞれの補助事業等の特性に応じ、補助金交付要綱等において定めることができる。

5 農林水産大臣は、必要に応じ、第4条から第6条までの規定に基づき承認を行った補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。

6 地域再生法(平成17年法律第24号)第21条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。



財産処分承認申請書

番  
年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名 印  
又は住所  
団体名  
代表者 氏 名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見(間接補助事業等の場合に限る。)

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

(5) 現況図面又は写真(添付)

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受けられる場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費(予定)

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること。

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農業生産法人化計画類似の法人化計画

② 新設法人への財産処分(承継)計画書

③ 発起人名簿又は定款案(集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの)

(注4) 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

別紙様式2号(第4条第1項関係)  
(補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合)

## 長期利用財産処分報告書

番 年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

### 記

#### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

##### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

##### (2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

#### 2 処分の対象財産

##### (1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

##### (2) 事業費、補助金額、補助率

##### (3) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

##### (4) 現況図面又は写真(添付)

#### 3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等 別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

#### 4 処分予定年月日

#### 5 その他参考資料

(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。

(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。



行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近 3 年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の 利用計画	最近 3 年間の利用状況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去 5 年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況 (申請中のものを含む。)

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定 (計画中のものすべてを記入。)

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度 (予定額)	備考

別紙様式3号(第4条第2項関係)  
(補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合)

## 長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 号  
日

殿

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第2項の規定により、承認申請します。

### 記

#### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

##### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

##### (2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

#### 2 処分の対象財産

##### (1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

##### (2) 事業費、補助金額、補助率

##### (3) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

##### (4) 現況図面又は写真(添付)

#### 3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況 別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

#### 4 処分予定年月日

#### 5 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。  
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。  
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

別紙様式4号(第5条第1項第1号関係)  
(補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合)

## 長期利用財産処分報告書

番 年 月 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]  
又は住所  
団体名  
代表者 氏 名 [印]

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第1号の規定により、報告いたします。

〔なお、当該事業(又は現行の類似事業)の要綱・要領で定める期間又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間につき当該財産(又は施設)の利用状況を報告いたします。〕

### 記

#### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

##### (1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

##### (2) 今後の利用方法(処分区分)

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

##### (3) 処分に対する補助事業者の意見(間接補助事業等の場合に限る。)

#### 2 処分の対象財産

##### (1) 事業実施主体

##### (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

##### (3) 事業費、補助金額、補助率

##### (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

##### (5) 現況図面又は写真(添付)

#### 3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況 別添「需要対応状況届」の記載のとおり

#### 4 処分予定年月日

#### 5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。〕

〔(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」の「補助事業を中止する場合」で「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合」には、なお書きを付すこと。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況				
		平成	年度	平成	年度	平成

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況  
 (ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。  
 (イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

別紙様式5号(第5条第1項第2号関係)  
(補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合)

## 長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]  
〔又は住所  
団体名  
代表者 氏 名 [印]〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第2号の規定により、承認申請します。

### 記

#### 1 処分の理由及び今後の利用方法等

##### (1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

##### (2) 今後の利用方法(処分区分)

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

##### (3) 処分に対する補助事業者の意見(間接補助事業等の場合に限る。)

#### 2 処分の対象財産

##### (1) 事業実施主体

##### (2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

##### (3) 事業費、補助金額、補助率

##### (4) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

##### (5) 現況図面又は写真(添付)

#### 3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

#### 4 処分予定年月日

#### 5 その他参考資料

(注) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		平成 年度	平成 年度	平成 年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。  
 (イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考



利用困難財産処分承認申請書

番 年 月 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名  印  
〔又は住所  
団体名  
代表者 氏 名  印〕

〇〇年度〇〇補助金により取得した(又は効用の増加した)財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第6条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由

(1) 社会経済情勢の変化等の事情

(注) 社会経済情勢の変化等により当初の補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以下の事項により具体的に記述すること。  
(ア) 補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化  
(イ) 当初の補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情  
(ウ) 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「20年承認基準通知」という。)の第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等

(2) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見(間接補助事業等の場合に限る。)

2 処分の対象施設

(1) 施設の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(注) 施設とは、建物並びに建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地をいう(以下同じ。)。具体的施設名を、補助事業名、実施年度とともに示すこと。また、20年承認基準通知の別表5に掲げる事業のいずれの事業であるかを示すこと。

(2) 事業実施主体

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 施設の耐用年数、(処分制限期間)、経過年数

(5) 現況図面又は写真 (添付)

### 3 処分の方法 (処分区分)

(注) 財産処分の態様を具体的に記述するほか、20年承認基準通知の別表4の処分区分の欄に掲げる内容のうちいずれに該当するかを記述すること。  
農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設 (以下「農林水産業施設」という。) として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名を記述すること。

### 4 要件の適合等について

(注) (1) 別表4の(注2)に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。  
(2) 別表4(注1)及び(注3)の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。  
(3) 農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。  
(イ) 機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。  
(ロ) 以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。  
① 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。(可能な限り定量的に記述すること。)  
② 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。  
③ 当該施設 (取り壊しの場合はその跡地利用を含む) が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。  
④ 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。(必要な資料を添付すること。)  
⑤ 当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。(なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。)

### 5 納付金額 (予定額)

(注) 処分区分の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。  
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること。  
また、取り壊し等に要する費用を超える収益 (損失補償金を含む。) があつた場合は、取り壊し等の工事概要、事業費 (予定)、収入額 (予定) 等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

### 6 同種の補助事業の申請について

(注) 財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

災 害 報 告 書

番 年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名  印  
又は住 所  
団体名  
代表者 氏 名  印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因  
年 月 日（〇〇地震による被災）  
（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度  
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）  
被害見積価格  
施設等の復旧が不可能との判断した理由等  
（事業実施主体の申請理由等）  
（補助事業者の判断等）
- (3) 被災施設の収支等  
施設等の取り壊し等の概算経費  
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 〇〇〇〇